

大型連休中の ごみ収集日の変更

大型連休中のごみ収集日の変更は下表のとおりです。
詳しくは、クリーンセンター（☎89-4124）へ。



ごみ収集日の変更			
収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
4月29日 (月・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、 5月2日(木)に収集します	収集は ありません	
5月3日 (金・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、5月7日(火)に収集します		
5月6日 (月・振)	収集を休みます この日が収集日の区域は、5月9日(木)に収集します		

案内

農業振興地域内農用地区域からの 除外申請は6月10日までに

今年度の農業振興地域内農用地区域からの除外申請は、6月10日が締め切りです。

申請には、事前相談が必要です。同区域内で、分家住宅建築などの計画がある人は、お早めに農林課（☎47-8624）でご相談ください。



障害福祉サービス事業所に初めて就労している 居宅介護職員に奨励金を交付

障害福祉サービス事業所に初めて就労している居宅介護職員に奨励金を交付します。

- *対象者/次の①～④すべてを満たす市内在住の人
 - ①令和4年4月1日以降に障害福祉サービス事業所に初めて就労している
 - ②就労日以降、6か月以上継続して居宅介護職員として月15日以上勤務し、かつ申請時に勤務を継続している
 - ③障害福祉サービス事業所に直接雇用されている
 - ④市税等を完納し、大垣市介護人材就労支援奨励金を受給していない
- *対象障害福祉サービス事業所/市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を行う事業所
- *奨励金額/5万円(1回限り)
- *問合せ/障がい福祉課（☎47-7162）へ

飼い主のいない猫の 不妊手術等の費用を補助

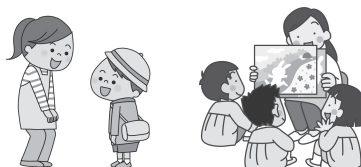
- *対象/市内在住で、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術(動物病院への依頼)などを行う人
- *補助金額/限度額はオス1匹あたり3,000円、メス1匹あたり4,000円とし、限度額に達しない場合は、実際に手術に要した額 ※要事前申請
- *申請方法/令和7年1月31日(予算内で先着順)までに、環境衛生課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課(☎47-8571)へ



市HP

保育者の就労を支援 ～各種費用を補助～

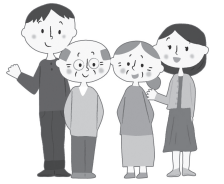
- 保育士資格または幼稚園教諭免許を持つ人や、これから取得する人が、新たに市内の対象施設で保育者として就労(常勤相当)する際に、各種費用の一部を補助します。
- *対象施設/市内にある、認可を受けた保育所、幼稚園、小規模保育事業所および認定こども園
- *補助内容/①保育従事に伴う被服費など(上限10万円) ②賃貸住宅の敷金や礼金など(上限5万円) ③市外から転入する引越し費用(上限10万円)
- *備考/①②③の併用可。条件などにより補助の対象外となる場合があります
- *問合せ/保育課(☎47-7096)へ



運転が不安になってきたシニアドライバーやそのご家族へ 高齢者の運転免許証自主返納を支援

市では、高齢者による交通事故防止および公共交通機関の利用促進を目的として、65歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、地域鉄道、市内路線バス、タクシーいずれかの回数券などを贈呈します。

- ▶対象/運転免許証を自主返納し、申請時に65歳以上で市内に住民登録のある人
- ▶申請期限/自主返納した日から起算して1年以内
- ▶内容/養老・樽見鉄道、市内路線バス、タクシーいずれかの回数券(5,000円程度)を贈呈
- ▶申請先/交通政策課、各地域事務所・支所、市民サービスセンター ※交通政策課のみ即日交付、その他は後日郵送(2週間程度)
- ▶申請方法/交通政策課などで配布の申請書(市HPからダウンロード可)に、「①申請による運転免許の取消通知書」と「②運転経歴証明書」それぞれの写しを添えて、直接または郵送で同課(〒503-8601丸の内2-29)へ ※代理申請の場合は委任状が必要
- ▶備考/①②はいずれも免許返納時に大垣・養老警察署または、西濃運転者講習センター(☎91-6301)で交付されます。②は手数料1,100円が必要
- ▶問合せ/交通政策課(☎47-7386)へ



市HP

浄化槽の設置に補助

着工前に
必ず申請を

水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。

なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。
詳しくは、環境衛生課(☎47-8574)へ。

- ▶対象浄化槽/50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
- ▶対象地区/大垣地域は下水道事業計画区域外等の地区、墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道処理区域外の地区
- ▶対象建物/設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新(入れ替え)などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外
- ▶補助限度額/右表のとおり

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

※現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用しており、同一敷地内で合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費として、単独処理浄化槽から転換する場合は12万円を上限に、汲み取り便槽から転換する場合は9万円を上限に加算し、宅内配管工事費は30万円を上限に加算(建替・増改築を除く)

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
 - 【大垣地域】大垣メンテナンス(☎78-9086)
 - 【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(☎32-0586)
 - <多良・時地区>中央清掃垂井営業所(☎22-0852)
 - 【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所(☎62-5266)
 - ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
 - ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を行ってください
- ※最終清掃を行わずに浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊すと、法律で罰せられる場合があります。また、浄化槽の使用を一時的に休止する場合も、休止前に清掃が必要です